

大阪市立茨田中学校PTA規約

第1章 名称

第1条 本会は大阪市立茨田中学校PTAと称し、事務所を茨田中学校に置く。

第2章 目的

第2条 本会の目的は次の通りである。

1. 家庭、学校及び社会の協力によって生徒の福祉を増進する。
2. 家庭生活および社会生活の水準を高めるために会員の成人教育を盛んにする。
3. 学校教育の充実、向上に協力する。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主団体として次の方針に基づいて活動する。

1. 生徒の教育および福祉のために活動する他の社会教育関係団体および機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を目的とするような行為は行なわない。又、本会の役員の名で公私の選挙の候補を推薦しない。
3. 自主独立のものであって、他団体から支配、統制、または干渉を受けない。
4. 学校の教育方針、学校管理、および教育人事には一切干渉しない。

第4章 会員

第4条 本会の会員になることのできる者は次の通りである。

1. 学校に在籍する生徒の保護者又はこれに代わる者。
2. この学校の校長および先生。
3. この地域に在住し特に教育に関心を持って入会を希望するもので実行委員会の承認を得たもの。

第5条 会員はすべて会費を納める義務を有する。

第5章 経理

第6条 本会の経費は会費、雑収入によって支弁される。

第7条 本会の資産はすべて第2章にあげた目的のために支出または使用する。

第8条 会費は1口月額100円とする。

第9条 経費は会計監査委員会の監査を受け、これを会員に報告しなければならない。

第10条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第11条 経理については別に会計規定を定めることが出来る。

第6章 役員とその選挙

第12条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名 保護者
2. 副会長 2名 上に同じ
3. 書記 1名 上に同じ
4. 会計 1名 上に同じ

役員任期は1年とする。ただし、再選された場合は引き続き1期間だけ留任をしても差し支えない。

第13条 役員選挙および就任は次のとおり行われる。

1. 役員候補者指名委員会をつくる。構成については別に定める。
2. 指名委員会は各々の役員に対し候補者をあげ役員選挙の少くとも5日前に全会員に通告する。
3. 選挙当日役員候補の追加指名を会員席からなすことができる。
4. 役員候補者の指名は指名委員会によってなされる場合も、会員席からなされる場合もその名前を発表する前に被指名者の同意を得なければならない。
5. 役員は4月総会に於いて無記名投票により、多数決で選挙される。
6. 役員は5月1日より就任する。

第7章 役員資格とその任務

第14条 本会の目的ならびに方針について、じゅうぶんな理解をもっている会員で、公選による公職でない者は第6章の規定に従って役員に選挙されることのできる。

第15条 役員任期は次のとおりである。

1. 会長は
 - イ 総会、実行委員会を招集し、会議の議長となる。
 - ロ 外部に対して本会を代表する。
 - ハ 他の役員および校長の意見を聞いて常任委員会、特別委員会(役員候補者指名委員会を除く)の正副委員長を委嘱する。委員は実行委員会の承認を得て委嘱する。
 - ニ 各委員会(役員候補者指名委員会を除く)に職責上出席することが出来る。
2. 副会長は
 - イ 会長を補佐する。
 - ロ 会長不在のときは、その代理をする。
3. 書記は
 - イ 総会、実行委員会の議事、その他、会全般の活動諸状況を記録し保管する。
 - ロ 総会、その他各種の会合の通知を発送する。
4. 会計は
 - イ 事業計画に基づく予算の立案をする。
 - ロ 総会が決定した予算に基づいて一切の会計事務を処理する。
 - ハ 補正予算を組むことが出来る。
 - ニ 会計簿を保管し何時でも会員の閲覧に供する。
 - ホ 会計監査をうけて会員に報告する。

第8章 会計監査委員会

第16条 経理を監査するために会計監査委員会を置く。会計監査委員会は委員長以下2名の委員によって構成される。

第17条 委員長及び委員の選挙及び就任は第14条に準じて行う。任期は1年とする。ただし、ひき続き1期間だけは留年しても差支えない。

第18条 会計監査委員会は当年度の会計を監査し全会員にその結果を報告する。

第19条 会計監査委員は実行委員会に出席して意見を述べることが出来る。

第9章へ続く

大阪市立茨田中学校PTA規約

第9章 顧問及びPTA事務

- 第20条 この会は顧問をおく。顧問は前役員または学識経験者に限る。
顧問は会長の諮問に応じて委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 第21条 この会にPTA事務員をおくことができる。
ただし、事務員規約は別途もうけることとする。

第10章 総会

- 第22条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高議決機関である。
- 第23条 総会の定足数は会員の5分の1とする。ただし止むを得ない事由により出席出来ない会員は、委任状を提出して出席にかえることができる。
議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第24条 実行委員会が必要と認めた場合、また会員の5分の1以上の要求があった場合には会長はいつでも総会を招集する。
- 第25条 総会は年2回以上開催する。

第11章 実行委員会

- 第26条 実行委員会は、役員、各常置委員会の正、副委員長および校長、教頭、常置委員会主催者の教職員によって構成される。
1. 会長により委嘱される各種委員会の委員を承認する。
 2. 各種委員会によって立案された事業計画を審議検討する。
 3. 総会に提出する議案を調整する。
 4. 必要あるときは特別委員会を設ける。
 5. その他、規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する。
- 第27条 1. 実行委員会は必要に応じて開催する。
2. 定足数は委員数の2分の1とし、決議は出席者の過半数の同意を要する。

第12章 委員会

- 第28条 委員会は常置委員会、特別委員会がある。
- 第29条 1. 常置委員会の正、副委員長は会長が委嘱する。
2. 委員は委員長の選定に基づき実行委員会の承認を得て会長が委嘱する。任期は1年とする。
- 第30条 常置委員会として次のものを置く。
(イ) 総務企画委員会
(ロ) 学級委員会(各学年)
(ハ) 広報委員会
(ニ) 成人教育委員会
(ホ) 厚生緑化委員会
(ヘ) 校外指導委員会
(ト) 体育委員会
(チ) 人権啓発活動委員会
(リ) その他必要に応じて実行委員会の決議により各種委員会をおくことができる。
- 第31条 1. 特定の目的を遂行するために実行委員会は特別委員会を設けることができる。
2. これは所定の任務を終えると共に自動的に解散する。
3. 構成は第29条に準じて行う。

第13章 各委員会の任務

- 第32条 総務企画委員会の任務は次のとおりである。
イ この会の目的達成に必要な活動の年間計画をたてる。
ロ この活動に基づく諸活動を評価して次の企画の資料とする。
ハ 総会の議事日程を立案する。
ニ 学校施設の発展的建設に協力する。
- 第33条 学級委員会の任務は次のとおりである。
イ 担任に協力し、学級の教育環境の整備につとめる。
ロ 先生と保護者および保護者相互の連絡と親睦をはかる。
- 第34条 広報委員会の任務は次のとおりである。
イ 会員に対し、情報を伝達する。
ロ 地域社会に対し、この会の認識と理解を深め、進んで協力を得るようにつとめる。
- 第35条 成人教育委員会の任務は次のとおりである。
イ 会員相互の教養を深めるための活動を行う。
ロ 地域の諸団体との連携を密にし社会教育の推進につとめる。
- 第36条 厚生緑化委員会の任務は次のとおりである。
イ 会員の保健衛生に対する理解を深める
ロ 学校の保健事業に協力する
ハ 会員および生徒の福利・厚生に関する事業に協力する。
ニ 緑化の推進および管理維持をはかる。
- 第37条 校外指導委員会の任務は次のとおりである。
イ 生徒の家庭生活、社会生活の保護善導につとめる。
ロ 地域内の関係団体、機関およびそれらの活動に協力する。
ハ 生徒の交通安全をはかる。
- 第38条 体育委員会の任務は次のとおりである。
イ 学校体育事業に協力し生徒の健康増進につとめる。
ロ 会員相互の親睦をはかりスポーツ活動を通じ健康増進につとめる。
- 第39条 人権啓発活動委員会の任務は次のとおりである。
イ 会員相互の人権意識の高揚につとめる。

第14章 改正

- 第40条 この規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。

付 則

- 1 本改正案は昭和49年5月8日より実施する。
- 2 本改正案は昭和52年5月1日より改正・施行する。
- 3 本改正案は昭和59年5月1日より改正・施行する。
- 4 本改正案は昭和61年5月1日より改正・施行する。
- 5 本改正案は昭和62年5月28日より改正・施行する。
- 6 本改正案は平成5年4月30日より改正・施行する。
- 7 本改正案は平成17年5月9日より改正・施行する。
- 8 本改正案は平成18年5月8日より改正・施行する。
- 9 本改正案は平成27年6月13日より改正・施行する。

平成27年度規約改正要点

第21条事務員をおくをおくことができるに改める。